

検証に当たっての前提条件の整理

※ 本資料は事務局が作成した検討段階のものであり、委員会における検証結果を示す資料ではありません。詳細は議事要旨をご確認ください。

資料 2

1 検証する事故のケース

事故のケース	事故の進展	想定する住民の防護措置
<ケース①> 新規制基準に基づく重大事故等対処設備が機能し、フィルタ付きベント装置を使用して放射性物質が放出されるケース (シミュレーションⅠ相当)	- 施設敷地緊急事態に進展後、全面緊急事態に至り、PAZは避難、UPZは屋内退避を実施 - 放射性物質が放出するものの、空間放射線量率はUPZ全域でOIL2の基準値(20μSv/h)を下回る	◆ 施設敷地緊急事態 PAZ：避難実施（要配慮者等） ◆ 全面緊急事態 PAZ：避難実施（一般住民） UPZ：屋内退避実施 ↓ 一時移転実施なし、屋内退避の解除※を想定
<ケース②> 新規制基準に基づく安全対策設備がほぼすべて機能せず、格納容器が破損し放射性物質が大量に外部に放出されるケース (シミュレーションⅡ相当)	- 施設敷地緊急事態に進展後、全面緊急事態に至り、PAZは避難、UPZは屋内退避を実施 - 放射性物質が放出し、UPZの一部区域で空間放射線量率がOIL2の基準値(20μSv/h)を超過	◆ 施設敷地緊急事態 PAZ：避難実施（要配慮者等） ◆ 全面緊急事態 PAZ：避難実施（一般住民） UPZ：屋内退避実施 ↓ 一部区域で一時移転実施 (その他の区域は屋内退避の継続※を想定)

※「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム会合報告書」において、屋内退避の実施後、新たなプルームが到来する可能性がないこと、かつ、既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避を解除できるとされている。また、同報告書において、屋内退避の開始から3日後を、屋内退避を継続できるかを判断する最初のタイミングの一つの目安とすることとされており、生活の維持が困難と判断されれば屋内退避から避難への切替えを検討することとされている。

検証に当たっての前提条件の整理

※ 本資料は事務局が作成した検討段階のものであり、委員会における検証結果を示す資料ではありません。詳細は議事要旨をご確認ください。

2 検証に用いる対象人数

	施設敷地 緊急事態	全面緊急事態 (放射性物質放出前)	全面緊急事態 (放射性物質放出後)
PAZ	避難：約6.5万人（区域内の全住民） 【事故ケース①・②共通】		※避難完了
UPZ	※屋内退避準備	屋内退避： 約85.2万人 (区域内の全住民) 【事故ケース①・②共通】	一時移転：最大約10.5万人（OIL2超過の区域） 【事故ケース②のみ】 ・ 北方面：約9.2万人 ・ 北西方面：約1.2万人～約4.3万人 ・ 西方面：0人～約6.5万人 ・ 南西方面：約8.2万人～約10.5万人 ・ 南方面：0人～約1.9万人 ・ 方面無し：約1.8万人
			屋内退避継続：約74.7万人～約85.2万人 【事故ケース②のみ】

<対象人数の考え方>

- 原子力災害対策指針においては、放射性物質放出から1日内を目途に空間放射線量率がOIL2の基準値（20μSv/h）を超える区域を特定し、1週間程度内に一時移転を実施することとされており、当該区域は原則として防護措置の実施単位ごとに設置したモニタリングポスト等で測定した空間放射線量率を基に判断することとしている。
- このため、空間放射線量率が20μSv/hを超えたモニタリングポストにあらかじめ紐付けられた避難単位に、最初に一時移転指示が発出されるものとし、本委員会においては、この最初に指示が発出された人数に対応できるかを検証の主眼として、当該避難単位の人数を検証に用いる。
- 施設敷地緊急事態で避難する要配慮者等の想定人数は、今後、東海第二地域原子力防災協議会作業部会において、算出する予定。